小諸市告示第51号

小諸市総合教育会議設置要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

小諸市長 栁 田 剛 彦

小諸市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、相互の役割・権限を尊重しつつ、小諸市の教育の将来 像や課題を共有し、効果的に教育行政を推進するため、小諸市総合教育会議(以下 「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

- 第3条 会議は、市長が招集する。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料すると きは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることがで きる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、そ の調整結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識 経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くこと ができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると 認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その他 公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を総務部企画課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定め

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。